夏祭り終る!!

富士市の甲子神社夏祭りは八月四、五の両日盛大に行われました。夜空を七色に色どる花火は実に美しく涼を求める人出は無慮数万を数えました。
（写真は目抜き通りをねり歩く本町の屋台車）

初の敬老金

老人の日（9月15日）に支給
八十才以上は二百五十名

富士市は本年度から市内に一年以上住む八十才以上の老人たちに敬老金を支給することになりました。これは八月九日開かれた市議会全員協議会で正式にきまり本年九月十五日の老人の日を升して一人二千円を贈るもの。市内に一年以上居住している八十才以上の老人は（八日調べ）八十才～八十四才が百八十七名、八十五才～九十才以上が六十五名の計二百五十一名となっています。

簡保積立金の運用状況

富士市の簡易保険積立金からの運用状況は去る六月二十五日市立中央病院建設資金として三千万円の融資を受けましたが、その他の状況は次の通りであります。

なお郵便局では簡易保険は国民の経済生活の安定と加入者の福祉増進をはかることを目的としており市民の皆様の新生活設計に取り入れられる等一層の協力をお願いします。

◇学校建設費＝七七〇万円（市立富士中学校）◇公営住宅建設費＝修繕費＝二〇〇万円◇市立中央病院建設費＝三〇〇〇万円（短期）◇簡易水道建設費＝七〇〇万円◇港湾河川改修費＝一九〇万円◇道路新設、都市計画街路改良＝六五万円（富士郵便局）

住民登録（転入転出）は忘れずに十四日以内に

住民登録法が施行され去る七月一日をもって六年目をむかえました住民登録制度の主目的は、市内の全住民の住所が市役所戸籍課の住民登録簿にはつきり記録されていなければならないのであります。

そのためには転入、転出の場合、その届出が正確にまた洩れなく届出て下さい。届出は十四日以内となつており正当の理由なく期間内に届出ないものには過料に処せられることがあります。したがつて住民登録の届出さえしておけば住民票の写し（謄、抄本）や居住証明書が受けられ、就学や就職その他各種免許を受ける場合に利用できます。何年市内に居住していても届出を未だおこたつているものは前記の証明書などの交付を受けることが出来ませんから忘れずに住民登録をして下さい。

公明選挙のポスターを募る

◇よい政治が行われるためには、正しい選挙が行われなければならないことは申すまでもありません。ところがこのように、わかりきつたことでも、いざ選挙となると、なかなか実行できないようです。みんなの力で立派な選挙が行われ、明るい政治が生れるようにしたいものです。そこで今年も「公明選挙のポスター」を皆さんから書いてもらうことにしました

応募規定は小学校児童をはじめ中学、高等学校生徒（一人一点自作のこと）で公明選挙の意義をあらわしたものとなつています。作品の提出先は富士市選挙管理委員会宛に九月十日までに出して下さい。また色と形は四色以内で形は自由です。

審査は第一審査（地方審査）と第二審査（中央審査）とわれ、入選作品には自治長庁旨並びに文部大臣賞（賞状）が一等小中高各一名と二等同各一名、三等に同各三名が贈られ、副賞（連合会）に一等小中高に各一名二万円相当の賞品、二等に同各二名各五千円相当三等に同各二名の各一千円の賞品と同に佳作には若干名に賞状と記念品が贈呈されます。

なお発表は十月中旬の予定ですが応募作品は返しません。

8月伊東競輪

富士・熱海市共催で

八月の伊東競輪は富士市および熱海市の共同主催で行われる。

第一節（前節）は八月二十三日（土）二十四日（日）二十五日（月）と第二節（後節）は二十日（土）三十一日（日）九月一日（月）六日間にわたり花々しく開催されます。

（最後の夏休みをプールで楽しむ良い子たち）

ぜひ調査員に御協力を

基本選挙人名簿調製

10日から各家庭を訪問

各種選挙に使用する選挙人名簿は選挙法の定めるところにより毎年九月十五日現在で作ることになつております。

そこで今年もその時期になりましたので、市の選挙管理委員会では、九月十日より十一日間にわたり二十三名の調査員を各家庭に派遣し居住者の選挙権の有無につき調査を行つたうえ、選挙人名簿を作ることになりました。従つてこの時期になりますと、調査員が各家庭を訪問いたしますが、その節は是非とも御協力下さいますようお願い申上げます。

そこで今回新らしく調整する基本選挙人名簿の調整方法及び登録されるものの資格等について御説明申しあげますと。①九月十五日現在において引続き三ケ月以上富士市内に住んでいる者（今年の六月十五日以前から住んでいる者がこれに該当する）②今年の十二月二十日で年令が満二十才以上の者（昭和十三年十二月二十一日以前に生れたもの）この①と②の方の条件を備えている者が名簿へ登録されます。

調査員が各家庭を訪問調査の際、お宅によつては相当突込んだことをおたずねすることがありますが、これは住所の判定を致すためのものであり他意はありませんから明確にお答え下さるよう特にお願い致します。

（富士市選挙管理委員会）

消防車は優先通行

火災発生の際の消防車には必ず通路を譲つて下さい。この場合はサイレンを吹鳴していきます。このことは交通道路取締法および消防法に規定されています。参考迄に

消防法第二十六条＝消防車が火災の通報に応じて現場に赴くときは車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。消防車が接近したときは自動車、牛馬車、手引車、自転車等は道路の左側に出来る限り寄り消防車が通過するまで停車していなければならない消防車の通過を故意に妨害した者は法により罰せられますから注意して下さい。

なお屋外で火を燃す場合は前以て消防団本部（電話一三八〇番）へ連絡して下さい。（総務課）

計量器（はかり等）定期検査

九月九日～九月十八日

計量器の定期検査は、取引上又は証明上に使用する計量器について計量法の定めるところにより毎年一回実施することになつております。昭和三十三年度における本市の定期検査は九月九日から九月十八日までの十日間次の日割表の通り実施いたします。

つきましてはこの定期検査のための事前調査を八月二十日頃より検査日前日までに各戸に伺い下調査をいたしますので御承知下さい。

なおこの計量器の定期検査によつて不正の計量器は修繕し、その正確性を保持せしめて、計量法に違反することを未然に防止することがこの法律の精神であるので事前調査による調査洩れの場合でも計量器の定期検査場に計量器を持参し検査を受けて下さい。おつて検査を受ける計量器の検査場への提出時間（受付時間）は毎日午前九時より午後一時まで。

検査月日	検査場所
九月　九日	岩松公民館
十日	
十一日	富士魚市場
十二日	田子浦支所
十三日	富士第二小学校
十四日	
十五日	富士市役所車庫
十六日	
十七日	
十八日	

交通安全シグナル

日本脳炎の予防

日本脳炎の発生時期になりました炎天下を長時間無帽で歩いたり睡眠不足や過労はさけましょう。

食中毒と赤痢予防

夏は飲食物が腐敗しやすいために食中毒や特に赤痢下痢腸炎にかかりやすい。手洗の励行、飲食物等の衛生に注意して下さい。

学童の結核予防

学校生活でのたのしい夏休みですが休中不摂生になり勝ちです。今年ツベルクリン反応が陽転した子供は特に水泳、登山等はひかへ栄養を充分取る様父兄の方に御願い致します。

皮膚衛生

夏は汗とほこりのために皮膚が汚れます。皮膚病予防（水虫など）も大切な時期です。衣類、履物などは常に清潔にして下さい。

蚊ハエの駆除

色々の伝染病の仲立ちをする蚊やハエの駆除を徹底的に行つて下さい。薬剤の撒布量が各町内共非常に少い充分撒いて効果を上げる様にして下さい。（衛生課）

水道組合に加入して下さい

水道組合の結成についてはさき頃区長さんにお集り願い協議しました結果、各部落ごとに水道使用料納付組合を結成していただくことになりました。水道使用料は組合で取りまとめて納めて下さい。納期内に水道料金を完納されますと僅少ではありますが組合へ助成金を交付します。（水道課）

無料相談

中小企業のご相談ならなんでも富士中小企業相談所をご利用下さい同相談所は富士商議所内にあります。業務は金融、税務、経理、労働、経営、貿易、意匠特許、資材など企業のことなら遠慮なく御相談にお出かけ下さい。

相談は一切無料です。受付は毎日午前九時から午後五時までとなつています。

市民文芸 ●短歌●

晩春の若葉の風も静かなり
うつくしさは晴れてさわやな
松永　安衛

夢のごともみじ花咲く山里に
田を失しないし憂さも忘るる
山本あや子

杳けくも見えずなりたる
海の蜃終には青き海に死なむか
山田栄一郎

期日せかる服縫ふ吾をあわれ
みてたどたど夫が抜く糸印
森永　幸子

潮騒にときめく心たしなめつ
岬の砂道踏みきしみゆく
前田慶之輔

我のゆく路ひとすじを白く
四方に明るききさらぎの色
鈴木　安代

さからひてみたくなり父の言
夫のめくばせにうなづいて立つ
外山　貞子

麦畑を幾千の波状画きつつ
風渡りゆく夕光の中
大屋　花子

寡黙の老父が焼酎に酔ひくれば
日露戦争従軍のこと語る
商谷　武

公売公告

左記の建物を公売するので希望者は入札して下さい

記

一、**売払物件の所在**
富士市松岡八五〇番地
富士市立岩松小学校内

二、**売払物件の種類及数量**
木造建物（不用校舎及便所、奥行九、九米（五間半）
建坪二七三、七三平方米（八二、八坪）
延坪五五五、三七平方米（一六八坪）
木造瓦葺平家建便所壱棟
間口三、六四米（二間）
奥行七、二七米（四間）
右建物の礎石を含む

三、**入札及び開札の場所**
富士市役所

四、**入札及び開札の日時**
昭和三十三年九月一日
午後二時入札締切
即時開札

五、**落札物件の搬出期限**
契約締結の日から三日以内

六、**契約締結期日**
落札決定の日から三日以内

七、**代金納入期日**
契約締結の日

八、**物件引渡期日**
代金納入の日

九、**入札心得を示す場所**
富士市役所（総務課）

十、**その他**
入札保証金は不用であるが落札決定後保証金として落札金額の百分の十の金額を納入しなければならない

昭和三十三年八月二十日

富士市長　遠藤脩治

火災を発見したらいち早く
「火事」と電話局を呼んで下さい
すぐ消防団本部へつないでくれます